

## 1 業務名称

旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務

## 2 業務の目的

(1) 本市は、令和6年3月、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定して、本市における二酸化炭素排出量の推計や削減に向けた目標の設定、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの整理等を行った。

また、上記計画の下、令和7年2月、旭山動物園を起点とした地域循環型エネルギーシステムの構築に向けた基本計画を策定して、本市の象徴的施設である旭山動物園をフィールドとした脱炭素モデルの構築、脱炭素モデルの水平展開や地域エネルギー会社の可能性の検討等を行った。

(2) 現在、我が国において、GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）等に基づき、官民が一体となり、脱炭素成長型の経済構造への移行等が推進されている中、ゼロカーボンシティ旭川（令和3年10月表明）、持続可能な地域社会や経済を実現するためには、本市内において、都市機能等の強みを活かしながら、陸上風力や太陽光の発電事業等を大規模に展開するとともに、再生電気を大量に必要とするデータセンターや半導体関連企業等を集積することが必要不可欠である。

そこで、環境に配慮しつつ地域の創生に寄与する再生可能エネルギーの大規模導入を促進する仕組みである、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく促進区域の設定に向け、ゾーニングをはじめとする各種調査・検討を実施し、次年度（令和8年度）以降の取組みの基礎資料を得ることを目的とする。

## 3 履行場所

北海道旭川市7条通9丁目48番地

## 4 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

※ 本事業は、環境省「地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち、「再生エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業（第4号事業）」の活用を前提として実施するものであることから、事業実施を確約するものではない。

## 5 対象とする再生可能エネルギー

陸上風力発電、太陽光発電（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものは対象としない）

## 6 業務内容

### (1) 業務実施計画書

受託者は、必要な作業体制を構築した上、業務実施計画書を作成及び提出する。

また、本業務の推進に当たり必要となる本市の上位計画や関連計画等を確認した上、地域脱炭素促進事業の構築・推進に当たっての地域課題やステークホルダー等を整理する。

### (2) 文献調査

受託者は、環境配慮基準のほか、関係法令や関係計画等に基づき、本市における再生可能エネルギーの導入促進に係るゾーニングにおいて考慮すべき自然的・社会的条件等に関し、既存情報の収集・整理を行う。

また、情報収集・整理の過程の中で、本市のゾーニングに関し、特に配慮すべき事項がある場合、適宜追加す

る。

(3) ヒアリング調査

受託者は、文献調査で不足する情報、確認に関し、国や北海道の関連部局のほか、市内外の専門家、地域住民等に対するヒアリングを実施する。

※ 受託者は、地域住民に対するヒアリングの実施に当たり、本市の指示に従う。

(4) 現地調査

受託者は、文献調査やヒアリング調査を補完するため、希少動植物の生息・生育地や保全すべき施設等の分布区域、景観等の特に配慮が必要な事項に関し、現地調査を実施する。

※ 受託者は、現地調査を実施する事項に関しては、文献調査やヒアリング調査の実施結果を踏まえ、本市と協議の上、決定する。

(5) ゾーニングマップ

① 定義検討

受託者は、ゾーニングのエリア区分に関し、法規制等により設置が困難な「保全エリア」、調整が必要な「調整エリア」、環境・社会面からの制約が少なく、かつ、再エネ導入ポテンシャルの高い「導入促進候補エリア」の3パターンを基本としつつ、各エリアの定義や条件等を設定する。

② マップ等の作成

受託者は、調査・整理した事項に基づき、環境省の示すマニュアル等に準ずる手法を用い、GIS（地理情報システム）に、エリア種類及び再エネ種別毎に、ゾーニングマップとして取りまとめる。

※ 受託者は、非公表とすべき情報のほか、ゾーニングマップ作成・公表・閲覧に当たって配慮すべき事項（データ精度、調整エリアにおける配慮事項等）は、文面で整理する。

※ 受託者は、作成したGISデータに関し、SHP形式で納品するほか、ゾーニングマップに関しては、本市のHP等で公開することを想定していることから、委託者と協議の上、WEBブラウザで閲覧可能な形にする等して、納品する場合がある。

※ 受託者は、ゾーニング検討による「導入促進候補エリア」等の再生可能エネルギーポテンシャル（kw）を数値化し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入目標の検討に資する基礎資料を作成する。

(6) 懇談会の開催支援

本市が設置及び運営する、多様な主体とゾーニング検討の進捗等に関する情報を共有しながら、その意見を聴取し検討に反映することを目的とした懇談会（4回程度）を開催することから、受託者は、これを支援する。

(7) 打合せ

① 受託者は、業務期間中、本市と打合せを行い、記録を作成及び提出する。

② 打合せ回数は、本市と受託者の協議により、決定する。

③ 受託者は、本市の求めがある場合、WEB等での打合せを行い、記録を作成及び提出する。

7 成果品

(1) 受託者は、次の①及び②を作成及び提出する。

① 業務報告書（本編及び概要版）（A4版）

紙原稿：各2部、電子ファイル（DVD-R等）：各1部

② その他調査結果及び活用したデータ等の一式

電子ファイル（DVD-R等）：各1部

(2) 受託者は、本市と協議の上、上記(1)の①及び②の構成や内容等を決定する。